

企業の模倣品対策の実態と税関における

# 模倣品取締り制度の 活用セミナー



2018.1.26 (金)

15:00~17:10 (休憩10分含む)

参加費無料

会場

TKPガーデンシティ広島駅前大橋 5階  
カンファレンスルーム5B

(広島県広島市南区京橋町1-7 アスティ広島京橋ビルディング)

参加定員

経営者、知的財産権利者、弁理士等 人数/50名

共催

日本弁理士会貿易円滑化対策委員会・日本弁理士会中国支部

## 演題・講師及びパネリスト

### 第1部 「輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎知識」

神戸税関 知的財産調査官 小松 央子 氏

### 第2部 パネルディスカッション／「模倣品対策の実態と輸入差止制度の活用」

パネリスト 東京税関 総括知的財産調査官(知的財産センター長) 坂田 誠 氏  
弁理士／住友ゴム工業株式会社 知的財産部 津崎 豪俊 氏

コーディネーター 日本弁理士会 中国支部所属弁理士

## プログラム

15:00~ 開会の挨拶

15:05~ 第1部 講演「輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎知識」

15:45~ 休憩

15:55~ 第2部 パネルディスカッション／「模倣品対策の実態と輸入差止制度の活用」

17:05~ 閉会の挨拶

お問い合わせ先

東京都千代田区霞が関3-2-6東京倶楽部ビルディング 14階  
日本弁理士会 業務国際課 TEL/03-3519-2703



# 模倣品に悩んだことはありませんか？

実際に模倣品被害が生じていなくても、将来の模倣品被害に対して迅速に対応する準備はできていますか？ 外国から日本に輸入される貨物には、商標権や意匠権、特許権、著作権といった知的財産権を侵害する多数の模倣品・海賊版が含まれています。これらの模倣品が国内に輸入された場合、国内の流通過程で侵害品を止めるには多大な時間と労力がかかります。また、販売事業者を相手に訴訟を起こすとすると多大なコストがかかります。

ご存じですか？ 我が国には、模倣品や海賊版が輸入される前に、輸入品を税関で差し止めることができる輸入差止申立て制度があります。

このセミナーでは、今後ますます増加する模倣品被害に迅速に対処できるように、第1部では、神戸税関で実際に実務を行っている知的財産調査官を講師に迎えて輸入差止申立て制度の基礎を分かり易くご説明いただき、第2部では、東京税関 総括知的財産調査官、住友ゴム工業株式会社様を講師に迎え、輸入差止申立て制度の活用をはじめとする模倣品対策について、ご紹介頂きます。

## 受付期間

■2018年1月23日(火)  
正午まで(先着順)

## 申込方法

以下のURLにアクセスの上、お申し込みください。



<http://www.benrishi-navi.com/f/?id=a449&type=1>

**FAX : 03-3581-1205**

## 会場周辺地図



※FAXでお申込みを希望される場合、以下参加申込書に必要事項を記載の上、お申し込みください。

## 模倣品取締り制度の活用セミナー 参加申込書

※当日名刺を1枚お持ちください

貴社・団体名	フリガナ -----	部署名	
ご芳名	フリガナ -----		
電話番号			
FAX番号			
HP・チラシ (	何を見てこのセミナーを知りましたか？		)
	(		)

※ご記入いただいた個人情報は、主催者が責任をもって管理し、本セミナーに関する連絡以外の目的には使用いたしません。